

無煙炭化器管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、塩田地域の景観を保全等するため、塩田まちづくり事業計画の生活環境保全事業に位置づけている荒廃竹林の整備等（雑木等の焼却処分を含む。）を推進するために利用する無煙炭化器の管理等に関し必要な事項を定める。

(使用文書)

第2条 無煙炭化器の管理及び利用に関して、次の文書を使用する。

- ① 利用許可申請書（様式第1号）
- ② 還付申請書（様式第2号）
- ③ 無煙炭化器の利用方法（別紙1）
- ④ 無煙炭化器の使用方法（別紙2）
- ⑤ 無煙炭化器利用簿（保管倉庫内に常備）

(利用対象者等)

第3条 無煙炭化器を利用できるのは、塩田まちづくり協議会規約第5条に規定する会員（以下「会員」という。）とする。

- 2 利用する者が個人の場合には、塩田地域に居住していることを証明する顔写真付きの身分証明書を事務局に提示しなければならない。

(利用の申請)

第4条 無煙炭化器を利用しようとする会員は、事前に「利用許可申請書」（様式第1号）を環境保全部会長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 無煙炭化器を利用しようとする会員は、あらかじめ環境保全部会長の許可を受けなければならない。

- 2 環境保全部会長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 地域住民に対して迷惑行為となるおそれがあるとき。
- (2) その他無煙炭化器の管理上、支障があると認められるとき。

- 3 環境保全部会長は、許可について必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 環境保全部会長は、前条の許可を受けた会員が同条第2項各号に該当すると認めるとき、又は同条第3項の条件に違反したときは、無煙炭化器の利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(使用料)

第7条 無煙炭化器を利用しようとする会員は、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、利用日1回（1日を1回とする）当たり1,000円とする。

3 使用料は、利用許可の際に徴収する。

（還付）

第8条 環境保全部会長は、既納の使用料について正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる（例えば、当日、雨天のため使用しなかった場合）。

2 使用料の全部又は一部の還付を受けようとする会員は、還付の理由を記載した「**還付申請書**」（様式第2号）を環境保全部会長に提出する。

（利用方法等）

第9条 利用方法等は、**無煙炭化器利用方法**（別紙1）に従って利用する。

（遵守事項）

第10条 無煙炭化器を利用する会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 無煙炭化器を適切かつ丁寧に扱い破損することがないように注意を払う。

(2) 「**無煙炭化器の使用方法**」（別紙2）に基づき、安全に使用する。

(3) 利用後は、すす・灰など付着部のない状態にして返却する。

(4) 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しない。

(5) 利用後、「**無煙炭化器利用簿**」（保管倉庫内に常備）に記載するとともに故障等の有無を塩田まちづくり協議会事務局（以下「事務局」という。）へ報告する。

（日常の管理等）

第11条 倉庫管理者は、返却された無煙炭化器の外観検査を行う。

2 倉庫管理者は、外観に異常を認めるときには、当該利用者及び事務局に報告する。

（損害賠償）

第12条 無煙炭化器の利用における事故等に関して、環境保全部会は責任を負わない。

2 会員が適切な使用をしなかったために無煙炭化器が破損した場合は、会員が相応の賠償をする。

（記録の保存）

第13条 無煙炭化器の利用における事故等に関するすべての記録は、事務局が作成し、環境保全部会に報告した後、保存する。

2 記録の保存期間については、環境保全部会が保存の必要性を認めないとした日までとする。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。